



介護保険 大河原としたかの「提案」

安心して老後が暮らせる社会へ 介護制度の抜本的見直しを

2016年4月3日 大河原としたか

介護の問題をめぐるのは、この間、様々な事件が起こっています。2006年、伏見区では、認知症の母親を在宅で介護していた男性が、経済的にも精神的にも行き詰まって母親を殺害するという承諾殺人事件が起こりました。また、2007年に愛知県内で起きた、在宅の認知症患者が徘徊中、列車にはねられて死亡した事故については、同居の老齢の妻と遠隔地で別居している息子に対して鉄道会社から賠償請求がなされました。先日、最高裁は、賠償を認めないとの判断を下しましたが、老老介護・遠距離介護の実態や、介護者の責任について問題を投げかける事件でした。そして、昨年、川崎市で起きた、株式会社が経営する有料老人ホームにおける入所者の転落殺人事件。まさに、介護の制度そのもののあり方が問われる事態となっています。

安倍政権は、アベノミクス第二弾として「介護離職ゼロ」と、介護のために離職する人をなくすことを経済政策として掲げました。しかしながら、その一方で、介護は重労働であるにもかかわらず、それに見合った賃金となっていないことなどを理由に、介護現場では軒並み人手不足となっています。さらには2015年介護報酬改定によって、基礎報酬が軒並み引き下げられ、多くの介護施設で減収・減益となり、施設の運営を危うくしている状態です。「介護離職ゼロ」と言い

ながら、実際には、介護施設の運営を危うくし、介護職員が不足するなど、介護離職せざるを得ない状況が作られています。

介護が社会問題化している中で、介護の現場の声を聞くため、この間、介護事業所の訪問活動を行ってきました。訪問した事業所は18カ所になります。特別養護老人ホームはもちろんのこと、デイサービスセンターを単体で行っている事業所や、訪問介護ステーション、小規模多機能型居宅介護施設、地域包括支援センターなどを訪問してきました。地域的にも、京都市のみならず、福知山市、綾部市、与謝野町、八幡市などの介護施設も訪問し、地域ごとに異なる問題点があることも明らかとなりました。2月27日には介護問題で学習会を開催し、2015年介護報酬改定の問題や、京都市では2017年4月から実施される新総合事業の問題点などについて学習を進めてきました。

今般、社会問題ともなっている介護の問題について、「介護を必要とする方が安心して利用できる」、「介護事業者が安定して運営を継続することができる」、「介護の現場で働く人が働き続けられる」、このために政治の果たすべき役割について報告いたします。

介護を必要とする方が安心して利用できる介護制度の実現を

①収入や資産の有無に関わらず、必要な介護を受けられる制度を

- ・特別養護老人ホーム等の施設整備の拡充
- ・介護職員確保の観点からも、労働に見合った賃金水準の実現
- ・利用者負担については、免除や支援措置を設け、応益負担の考え方から応能負担の考え方へ

現在、収入や資産の有無で、受けられる介護、入所できる施設の選択肢に差がありすぎる状態となっています。収入や資産があれば、有料老人ホームやサービス付高齢者住宅など、施設やサービスを選ぶことができます。しかし、収入も資産も乏しいということになれば、特別養護老人ホーム等の待機者とならざるを得ません。在宅での訪問介護サービスやデイサービスについても、年金の切り下げ等による利用控えが起こっています。

現在の待機者数からすれば、特別養護老人ホーム等の施設整備の拡充は急務です。しかし一方で、北部自治体などでは、施設は作ったものの介護職員が集まらずに、ベッドを開けられない施設もありました。訪問したどの施設でも軒並み介護の人手不足が語られるなど、介護職員の確保もまた急務です。そのためには介護職員の賃金について、その労働に見合った賃金が確保されることが必要です。介護職員の賃金確保、介護施設の安定運営には介護報酬の引き上げが不可欠ですが、現在の介護保険制度を前提にすれば利用者の自己負担額もまた上がることとなります。自己負担額の上昇は、収入や資産の乏しい方に、さらなる利用控えを引き起こすこととなります。この利用者の自己負担については、収入や資産に応じた適切な免除や支援措置を設け、将来的には応益負担の考え方から応能負担の考え方へと大きく転換させていく必要があるのではないのでしょうか。

②介護の切り捨てを許さない

- ・不当な要介護度認定の切り下げなど、介護認定の「水際作戦」を許さない
- ・新総合事業移行後も、介護専門職による支援の継続を

介護の切り捨てで、今、最も大きな問題となっているのは、2018年4月までに、要支援者への訪問介護や通所介護が介護予防（介護保険事業）から外され、新総合事業として、市町村が主体となる地域支援事業へ移行されることです。京都市でも2017年4月からの新総合事業への移行が検討されています。

訪問介護によるホームヘルプは決して「家事手伝い」ではありません。利用者の日常生活や身体の状態、経済状況を踏まえて、日常生活に支障が出ないように自宅内の動線を整える、利用者の栄養状態や健康状態を踏まえて買い物や調理を行うなど、在宅利用者が重度化しないための日常的な環境整備という、専門職による関与が求められている分野です。また、要支援者に対するデイサービスも、在宅利用者が重度化しないための機能維持や虐待の徴候の発見など、やはり専門職による関与が求められています。新総合事業に移行した後も、専門職によるサービス提供とそれに見合った報酬が維持されなければなりません。

また、介護の切り捨ての問題では、介護認定の現場での「水際作戦」とも言うべき事態も起こっています。自治体によっては、ケアマネージャーが、利用者の状態を踏まえて介護が必要と判断したにもかかわらず、行政窓口がその判断を留保する、あるいは認定調査の結果、要介護度を下げ、あるいは自立と判定するなどのことも起こっています。今後、新総合事業への移行に伴い、市町村が事業主体となって財源も市町村に移管されることになれば、さらなる「水際作戦」が起こりかねません。利用者が適切な介護を受けるためにも、「水際作戦」を許さない姿勢が求められています。

介護事業者も、介護の現場で働く人も継続できる介護制度の実現を

①介護事業者が安定して運営できる介護報酬の実現を

- ・基本報酬の大幅な引き上げで、基本報酬で介護事業所の運営基盤を

2015年介護報酬「改定」で、基本報酬が6%～9%程度引き下げられ、同じ改定で導入された加算をとることで2.27%の報酬引き下げにとどまるという制度設計となっています。

しかし、訪問調査の中で、この加算による報酬削減の穴埋めともいえる仕組み

には無理や限界があることも明らかとなりました。まず、その加算の中には、介護職員の処遇改善加算が含まれており、加算分は職員の給与として支出することが求められることになるため、事業所の収益自体を見ると、2.27%の減収ではすまないこととなります。また、小規模や単体の事業所を中心に、基本報酬削減の代わりに設定された加算をとることが難しい事業所もあり、そのため、基本報酬削減がそのまま減収となり、経営難に陥っている事業所も少なくありません。さらには、現場では加算の対象にならないサービスを切ることはできず、結局のと

ころ事業所の持ち出しとなっている部分もあることも指摘されました。

また、基本報酬の算定にあたっては、厚労省の人員配置基準と実態の職員配置との間にズレがあり、それが報酬算定において反映されていないことも指摘されました。この間推奨されている個室型の特別養護老人ホームの場合、採用している施設からは、実際の人員配置としては概ね利用者1.7~1.8人につき職員1人が必要だという声が寄せられました。しかし、基準としては利用者3人につき職員1人となっており、報酬算定もそれを基礎にしています。これでは、事業者の運営が支障を来すのも当然です。介護施設や介護サービスが多様化する中で、介護現場の実態を踏まえた介護報酬のあり方を検討する必要があります。

②介護現場で働く人の待遇改善は待たなし

- 人手不足の最も大きな原因は「やっていけない賃金」にあるため、適正な賃金の保障を
- 派遣労働を規制し、働く人も事業所も利用者も笑顔になれる体制の確立を！
- 働きがいのある介護報酬制度を

訪問したほとんどの事業所で人手不足との声が聞かれました。求人を出しても人が集まらないとの悩みはほぼ全ての事業所で共通していました。その原因は端的に、労働に見合った賃金が支払われないことにあります。将来の介護職を担う、高校や大学の介護科など、介護職養成のための学校も軒並み定員割れや募集停止となっているのも、将来を担う若い人たちが介護職の将来に不安を感じていることの現れではないでしょうか。介護職で安定して働き、将来的にも生活を維持できるだけの賃金を保障できる制度をつくることが求められています。

訪問活動の中では、特に、京都市外における人手不足は深刻でした。施設は設置したものの、介護職員が集まらないために稼働していない施設も見られました。京都府北部の自治体の中には、外から新規に介護職員として入職した方に対

する家賃補助制度や、資格取得に対する援助制度が設けられているところもありますが、家賃補助と言えば年限に限りがあり、正規職員しか使えないなどの制限もあり、もちろんないよりはる方がよいのですが、新たに介護職員を集め、定着させるには不十分です。

また、介護の人材不足に乗じるかたちで派遣会社の進出が進んでおり、それが介護職の低賃金に拍車をかけていることも明らかとなりました。訪問活動の中で、当初、派遣会社からの派遣でその介護職場に来たという方の話をお聞きしました。その方は、派遣で働いていたときの時給は850円だったとのこと。その一方で、その事業所にも話を聞くと、派遣会社には1700円支払っていたとのことでした。

これでは、介護職員の待遇がよくなるはずがありません。現在、労働者派遣法では、派遣会社のマージン率の公開が義務づけられていますが、罰則規定がないため、その規定は骨抜きになってしまっています。ただちに罰則を伴うマージン率の公開義務とマージン率の上限規制を設けることで、介護職員の待遇改善につなげていく必要があります。

そして、介護報酬のあり方も、介護職員のやりがいに沿ったかたちで改善していく必要があります。訪問介護の現場からの声では、利用者とのコミュニケーションなどは介護報酬には反映されず、訪問介護の時間も細かく区切られているために、利用者とのゆっくりコミュニケーションを取ることは難しいとの声があげられました。介護は人と人が向き合うことによって成り立つ仕事であり、介護に携わる方のやりがいもそこにあります。そして、そのようなコミュニケーションが介護予防などに役割を發揮するのをもまた事実です。

そのような介護職員のやりがい、働きがいを反映した介護報酬制度の設定も求められているといわなければなりません。

高齢者福祉は公共の責任で

①介護保険料と公費の割合について、抜本的な見直しを

ここまで、事業所の安定運営の面からも、介護職員の処遇改善の面からも、介護報酬の引き上げが必要だと述べてきました。

現在、介護保険制度のもとで、その財源の負担割合は介護保険から50%、国や自治体などの公費から50%とされています。この負担割合を前提にすれば、介護サービスを充実させ、介護報酬を引き上げることにすれば、介護保険料を引き上げることが避けられず、介護保険料や自己負担額を引き上げるか、介護サービスを削るかの二者択一となってしまいます。これでは、介護や高齢者福祉を全うすることはできません。

介護保険における財源の負担割合について、現在のような50%ずつという考え方を改めなければなりません。日本共産党は、介護保険の国庫負担割合をただちに10%引き上げ、将来的には財源の国庫負担割合を50%（公費負担割合全体では75%）に引き上げていくことを提案しています。

さらに、高齢者福祉の観点から、自治体ごとの介護保険料の格差や、受けられる介護サービスの格差を縮小させていくことが必要です。介護のナショナルミニマム、すなわち全国的に、どこに住んでいても最低限保障される高齢者福祉・介護の水準を定め、それについては国費で賄う制度に改められなければなりません。それに付加する部分について介護保険料と自治体からの公費、自己負担で賄う制度に改めていくべきであると考えます。

②財源としての「消費税増税」のまやかしはもうやめさせよう

これまで、消費税増税は福祉のためという宣伝が繰り返され、まことしやかになされてきました。今回も消費税を8%から10%に増税した分を財源として、そのうちの一部分を介護にまわすかのごとき宣伝がなされています。

しかしながら、国の財政全体を見れば、消費税増税は大企業への法人税等の減税に使われてきたことは明らかです。逆に言えば、消費税の増税をしなくても、介護に財源を回すことはできるのです。必要なのは、国民のいのちや暮らしにお金をまわす政治を行うかどうかです。なお、日本共産党が提案している、介護保険の国庫負担割合をただちに10%引き上げるのに必要な予算は2,631億円（2015年度予算）ですが、例えば、大企業向けの研究開発減税は年間6,746億円（2014年度。政府資料：「租税特別措置の適用実態調査」より）であり、他の社会保障費に手を付けなくても十分に賄うことは可能です。

自民党は、小泉政権以来、社会保障費を削減することばかりを考えてきました。介護保険制度の改悪もその政治の中でなされてきたことです。そして、「介護離職ゼロ」などと、介護の問題に取り組むかのように言いながら、実際は報酬改定などを通じて介護の現場を困難にさせている安倍政権も同様です。

介護制度を抜本的に改善させるためには、今の政治を根本から変えることが必要です。そのためにも、夏の参議院選挙で、日本共産党を躍進させていただき、定数2の京都選挙区で大河原としたかを参議院へと送り出していただくことが、これまでお聞きしてきた介護の現場の声を国政に届け、利用者にとっても、事業者にとっても、働く人にとってもよりよい介護の現場をつくっていく最も確かな力になることを訴えさせていただきます。

介護現場の切実な声を国会で実現させていく

今日は長時間にわたるつどいへのご参加、本当にありがとうございました。いままでいくつかの事業所をまわらせていただきましたが、今日は、それだけではつくせない現場の困難さや大変さを聞かせていただきました。わたしが事業所をまわって一番感じているのは、事業所を運営するみなさんも、事業所で働いている職員のみなさんも、とても良心的な人ばかりだと言うことです。決してものすごく儲けを上げたいとか、ものすごくいい待遇で働きたい、そんなことを願っているわけではなくて、自分たちは高齢者のために、高齢者の人生の最後を人間らしく生きてもらうために役に立ちたいということです。ただやっぱりそれが続けられない、それを続けていけるだけの生活の糧を得られない、という深刻な悩みをお聞きすることができました。今日も同じような悩みも出されましたし、事業者のみなさんからの切実な声もお聞かせいただきました。

この声を政治に反映させることが日本共産党の仕事だと思ひますし、国会議

員の役割だと思ひます。

日本共産党は、国民の苦難を軽減するという立党の精神にしている政党です。まさにその役割を發揮するべき時がきていると思ひています。参議院選挙に必ず勝利して、みなさんの苦難を軽減させていく、そして憲法25条が保障しているすべての人が健康で文化的な生活を送る、そのことを実現させるために政治を変えていきたいと思ひます。これからも、みなさんと一緒にがんばってまいります。どうぞよろしくお願ひいたします。本日はありがとうございました。

